



中里介山著

大菩薩峠

大菩薩峠刊行會

昭和二十八年二月十五日 印刷
昭和二十八年二月二十日 發行

(乱丁、落丁はお取替いたします)

大菩薩峠 (第十七卷)

定価三百八十円

送料 五〇円

著作権者 中里 幸作

発行者 中里 幸作

東京都品川区南品川五ノ十三

印刷者 森 高 繁 雄

東京都千代田区神田錦町三丁目十三番地

大菩薩峠刊行会

発行所 株式 彩 光 社

電話 神田 二二六・四二番
振替 東京 一九三九六七番

富士高速印刷株式会社印行

大
菩
薩
峠

第
十
七
卷

目次

農奴の巻……………五

大菩薩峠梗概……………四〇一

題
字

裝
畫

口
繪

道
重
信
教

橫
山
大
觀

著
者

編纂責任

梁 寺
取 島
三 枉
義 史

三十八 農奴の卷

一
近江國、草津くさつの宿しゆくの矢倉やぐらの辻の前に、一ツの「晒さらし者」がある。

そこに一個の彈丸だんぐわん黒子こくしが置かれてゐる。往來の人は、その晒さらし者の奇怪なグロテスクを一目見ると共に、その直ぐ上に立てられた捨札すてあはを一讀しないわけには行かぬ。その捨札には次の如く認められてあります。

この者、農奴の
分際を以て恣に
てうさんを企て
たる段不埒につ
き三日の間晒さら
置く者也。

この捨札を前にして、高手小手にいましめられて、さらされてゐる當の主は、知る人は知る、宇治山田の米友でありました。

彼が、この數日前、長濱の夜を歩いた時に思ひもかけぬ捕手と、だんまりの一場を演じたことは、前卷（大菩薩峠第十六卷）の終りのところに見えてゐる。その米友が、今は脆くもこの運命に立ち至つて、不憫や、この東海道の要衝の、晒し者として見參せしめられてゐる。

彼は、今や彼相當の觀念と虔胸とを以て、一語をも語らないで、我をなぶり見る人の面を見返してゐるから、その後の委細の事情はわからないながら、右の簡單な立札だけを以て一應要領を得て往く人も歸る人もある。處が、この捨札の意味が簡にして要を得てゐるやうで、實は、漠として擲まへどころがないのです。

抑も、「この者、農奴の分際ぶんざい」とある、農奴の二字が、わかつたやうで、よくわからないのであります。事實、日本には農民はあるが農奴といふものはない、内容に於て史實なり現實なりをたゞして見れば、それは有り過ぎるほどあるかも知れないが、族籍の上に農奴として計上されたものは、西洋にはいざ知らず日本には無い筈であります。だが、往來の人は、別段この農奴の文字には咎め立てをしないで、

「はゝあてう、さん者だな」

「成程てうさんでけすな」

「てうさんおますさかい」

「ふ、ふ、ふ、てうさん者奴が……」

などといひ捨てゝ通るものが多い、それによつて見ても、農奴の文字よりはてうさんの文字が四民の認識になじみが深いらしい。

てうさんといへば、すでに、はゝあ、と何人も即座に納得が行くやうになつてゐる。その一面には、農奴は農奴でそれでもよろしい、てうさんに至つては、赦すべからざるもの、赦さるべからざるもの、てうさんの罪なることは、まさにこの刑罰を受くるに價すべくして、免るべからざる適法の運命でもあるかの如く、先入的に通行人の頭を不承せしめて、是非なし、是非なしと、あきらめしむるに充分なる理由があるものと解せられてゐるらしい。

然らばてうさんとは何ぞ、

て、う、さんは即ち「逃散」であります。現代的に讀めば「とうさん」と讀むことが普通である、逃をて、うと讀むことゝとうと讀むことだけの相違なのです。これを訓讀すれば、「逃げ散る」といふの外はない。

そこで農奴なる分際はこの晒し者は、「逃散」の罪によつて、こゝにこの刑に處せられてゐるといふ觀念は明瞭になりましたが、それはたゞ、捨札に表はれてゐる文字だけの意味の事であつて、これを本人の方よりいへば、宇治山田の米友が、こゝで、どうして「農奴」といふ身分證明の下に、更に「逃散」といふ罪名を以て、今日この憂目うれめを見なければならぬ事態に立ち至つたのか、その觀念に至つては、明瞭なるが如くして、未だ甚だ明瞭を缺くのであります。

米友が、賤民階級に生れ出たといふことは、本人自身も隠かくすことはしない、併し乍ら農奴といふ身分を自稱したこともなければ、未だ嘗て他稱せられたこともありません。矢張り米友とても農業の事を働かせれば働きます。伊勢の拜田村では、宇治橋の河原へ稼かせぎに出る間は自宅で相當の百姓仕事をやつてゐたのです。現に、伊吹山の王國では、お銀様の支配の下に、ついこの間まで、極めて僅少の時間ではありましたが、鉞をとつて

あらく切りなどを試みてゐた位ですから、やつてやれない事はないのですけれども、特に農奴といふ戸籍に數へられてゐたわけではない。

それから、また「逃散」の罪は、盗みの罪ではない、殺しの罪でもない、大抵の場合に於ては、逃げるとか、走るとかいふことは、本罪ではなくて、いはゞ副罪といふことになつてゐる。即ち、殺しをし、盗みをした事等の爲に、現地に安住が爲し難くなつて、それから他領他國へ——或ひは天涯地角へ逃げ走る——といふことが順序になつてゐる。他領他國へ逃げ走らんが爲に、殺しをし盗みをするといふことはないのです。はたまた、殺してもなく盗みでもなく、人の大切な妻女と合意の上で逃げるといふ事體に於てすらが、その目的は逃げることに本意ではなく、現住地では越ゆるに越えられぬ人爲のいばらがあればこそ、彼等は手に手を取つて逃げるのである。

もし、罰するとすれば、やはり殺しに於ける、盗みに於けると同じやうに、私通であり姦通であり、その事に罰せらるべくして、逃散その事に罪があるべき筈がないのです。

然るに、この場の晒し者は、此等の何れもの罪科に適合せずして、ひとり「逃散」罪になつてゐる。「逃げ走る」こと、或ひは逃げ走つたこと、だけが罪となつてゐる。觀念が甚

だ明瞭なるが如くして、不明瞭なるものではないか。

にも、拘はらず、通るほどの人は、いづれもそれに默會を與へて過ぎ去る。

「てうさんか——」

「てうさんでは已むを得ない」

「てうさんでは、どないにもならんさかい」

畢竟するに農奴なるが故に「逃散」が罪になるといふことは、當時の常識に於て、ほど納得せられてゐるらしい。

然らば、農奴なる者に限つては、殺しもせず、盜みもせず、私通も、姦通も行はずして、いはゞ、何等の罪といふべきものがなくして、たゞ、單に「逃げ走る」といふことだけが罪になるのか。

事實は、まさにその通りなのである。罪があつてもなくても、逃げるといふことがいけな
い、逃げるといふことが罪になる。

伊吹の上平館の新館の庭の木立で、二人の浪人物が、木蔭に立ち迷ひながら、語音は極めて平常に會話を交はしてゐる。

「ありや、身内のものなのです、土地つ子ではありません、ですからこの土地へ来て農奴呼ばはりをする籍もなければ、てうさんの罪を著せられる因縁が全くないのです」といつてゐるのは外ならぬ元の不破の關の關守氏、今やお銀様の伊吹王國の總理です。それを相手に受けこたへていふ一人の浪人物、

「左様でせう、數月前、拙者の寓居を訪づれてから、間もない出來事なのです、あの者がこの土地の者でないことは、拙者もよく存じてをりました、然るにこの土地の農者としてあの男一人がてうさんの罪を被たといふ所以に至つては……」

といつたのは過ぐる日、琵琶の湖畔で、釣を試みてゐた青嵐居士その人であります。この二人の浪人物は至つて穩やかな問答ぶりでありましたけれども、その問題は、やはり農奴とてうさんとの上にかゝつてゐる。即ち草津の宿の晒し者の事に就て一問一答を試みてゐるのであります。

「ちよつと想像が付きません、洗つて見れば直ちにわかる身の上を、故らに誣ひて、彼を

この土地の農民扱ひにして、さうして、てうさんの罪を著せて、さらし者にしたといふことの處分が、どうも飲込めないのです」

と不破の關守氏が、青嵐居士への受け答へと共に新たな疑問の主題を提供する。

「それは、ある程度まで想像すれば出来る、またそれを眞正面から見ないで、反問苦肉として見れば、政策的に時にとつての魂膽がわからない限りでもございせんがね……」

と青嵐居士透かさず相受ける、即ち不破の關守氏は、宇治山田の米友が突然あゝしててうさんの罪を著せられてさらされた事の由に相當、面食つて、その理由内狀のほどが、さつぱりわからないといふと、青嵐居士は、その點は多少想像を逞うして、魂膽の程をも見抜いてゐるところがあるに似てゐる。

「左様でござるかな」

「左様——あの男とは、先日偶然の縁で、長濱なははまの湖畔で對面しましてな、それから拙者の寓居まで立寄らしめたといふ因縁がござるが、その節彼は夜分にもかゝはらず、振切つて町へ出て、それから遂にあの始末です、その間の事情を、人傳に聞いて見ますと、成程と思はれない事情を含んでゐないといふ限りもございませぬな、あれは一種の人身御供なの

ですな、當人からいへば、馬鹿々々しい人違ひの罪科で、代官の方からいへば、怪我の功名ではない、功名の怪我をそのまゝ、お囷に使つたといふ次第であらうと想像するのです」

「成程」

青嵐居士が、粘液的に話しぶりを引出すと、不破の關守氏は、他意なく傾聽ぶりを示すのであります。

「後で土地の人に聞きますとあの晩、思ひもかけぬ物凄い一場の場面が、深夜の長濱の街上で行はれたさうです、傳ふる處によりますと、あの小男はあれで、勇敢無比なる手利であるさうですな、捕方に向つた一方も、その方では名うての腕利きであつたが、すでに危かつたさうです、即ち、さしも腕利きの捕方も、すでにあの小男の一撃の下に危ない運命にまで立ち至らせられたものらしいが、半ば以下、形勢が急轉して、難なく縛についたものらしい、つまりあの小男は、最初のうちは、自分に疾しい處がないから、理不盡の取押方に極力反抗したけれども、相手がわかつてわからなくても、兎に角、正當の職權を以て來てゐるのを認めたから、是非なく縛についたといふ落著らしいのです、處で縛りは縛